

対象者

次のいずれにも該当する飲食店が対象です。

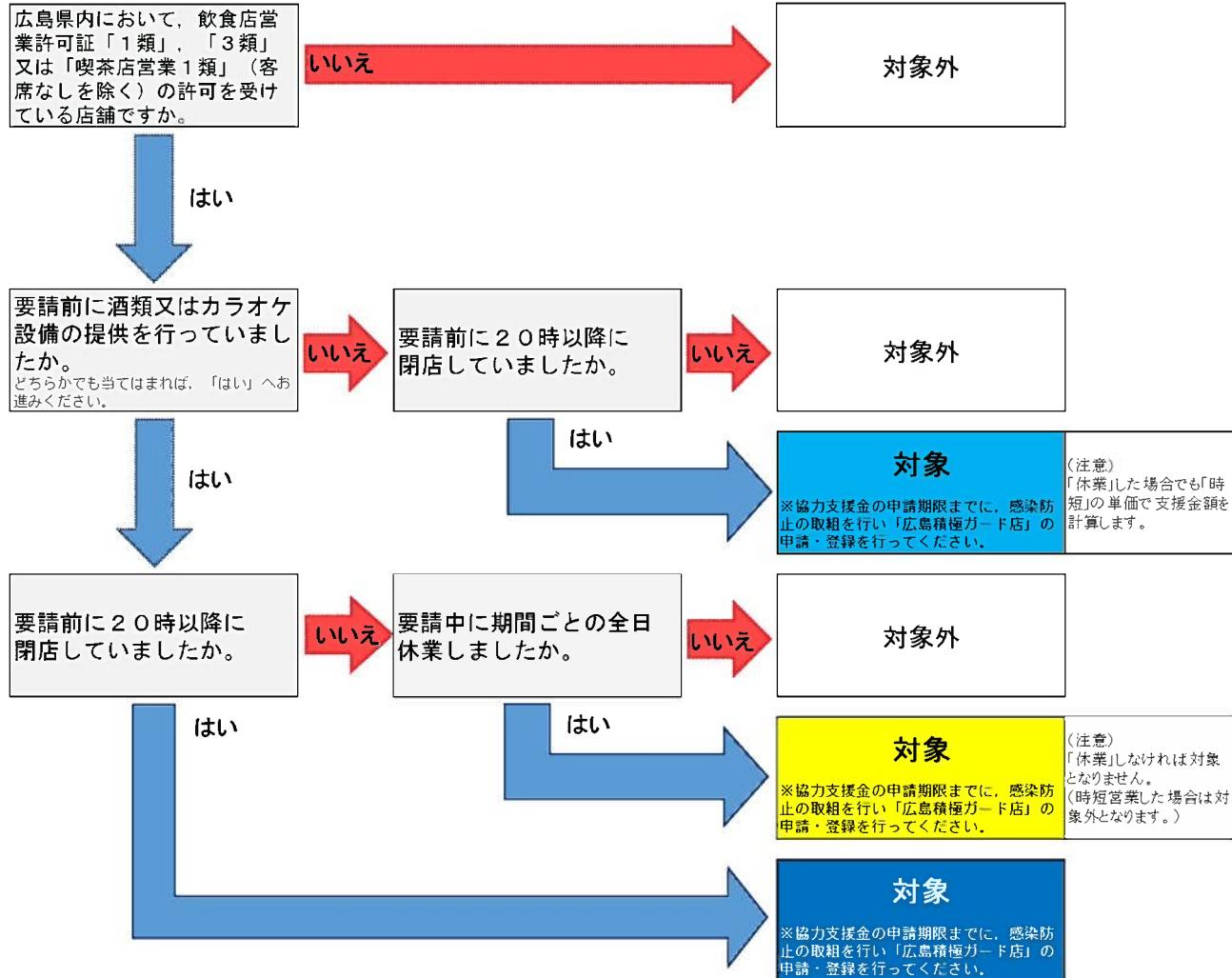
1. 飲食店の店舗が広島県内に所在していること。
2. 飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」、または喫茶店営業許可「1類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
3. 「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」もしくは「要請前に20時から5時までの間に営業を行っている飲食店(閉店時間が20時以降であること。)」
4. 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※ 協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。)

※流川・薬研堀地区の店舗で、この区分(県内全域)の対象となるのは、酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店となります。

※流川・薬研堀地区の対象店舗は、この区分(県内全域)での申請はできません。

広島県内全域



支給要件

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【緊急事態措置期間(5/16～5/31)】

期間の全日、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。

- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 準備期間を利用の場合を除き、1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。

【その他の期間(6/1)】

- ・休業か20時までの時短営業(酒類の提供 11時～19時)のどちらかになります。
- ※ 20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。
- ※要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、対象になります。(休業した場合でも、時短の金額で計算します。)
- ※要請前の閉店時間が20時より早い飲食店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外)となります。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。